

S1-06 米国(EPA)における汚染土壌の処理方法の適用性の確認方法・手順

○岡田雄臣¹・山崎将義¹・森岡錦也¹・佐藤 毅¹・西田憲司¹・土壌汚染の除去等の措置の適用可能性試験に関する調査・検討部会¹
¹土壌環境センター

1. 背景・目的

<背景>

- 土壌汚染対策法(以下、土対法)では、土壌汚染の除去等の措置を講じる場合、**事前に適用可能性試験等を実施し、処理方法の適用性の確認を行う**ことが規定されている。
- しかし、適用可能性試験の**具体的な方法や手順は示されておらず**、現状は各社の裁量や工夫により実施されていると考えられる。
- このため、当該試験の妥当性および適用可否の判断根拠を示せず、**対策の着手に遅延**が生じる懸念がある。

米国に目を向けると…

- 米国においても汚染サイトの修復措置を講じる場合は、包括的環境対策・補償・責任法(CERCLA)に基づき、**事前にトリータビリティ調査を実施し、処理方法の適用性の確認を行っている**。
- 米国環境保護庁(EPA)は、**適用性の確認の進め方や試験方法等を具体的に示したガイド¹⁾(以下、EPAガイド)**を公開し、トリータビリティ調査の効率化を図っている。

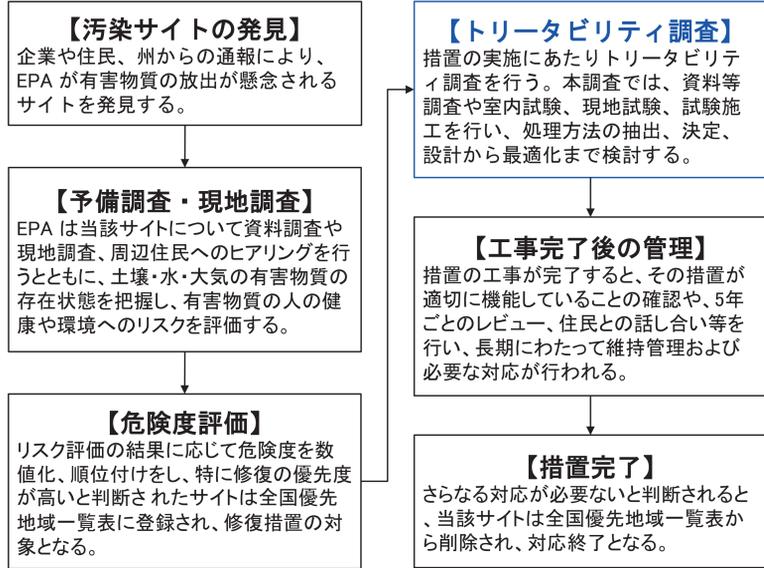
<目的>

土対法に基づく**適用可能性試験の具体的な方法・手順の検討**に向けて、

- 米国トリータビリティ調査の**試験方法・評価方法を確認**すること、
- 日米における**適用性の確認の考え方**を整理すること

2. 米国(EPA)の修復措置プロセス

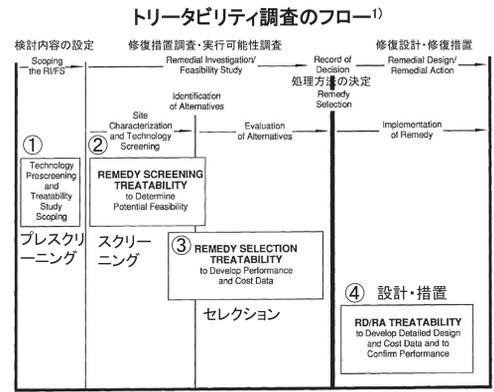
EPAは、CERCLAに基づき、州や部族政府と協力しながら汚染サイトの管理・調査・修復を行っている。



CERCLAの仕組みでは、
 ・ 修復措置は比較的**深刻(高リスク)**な汚染サイトを対象に実施され、
 ・ 責任者が不明または無資力の場合は**基金(税金)**を用いられることから、
 →修復措置プロセスの中核を担う**トリータビリティ調査は定量的かつ効率的に検討を進める**ことが求められる。

3. 米国(EPA)のトリータビリティ調査の概要

EPAガイドによると、修復検討開始から措置の実施までの手順について、基本的に**4つのステップ**で段階的に進めることが示されている(①プレスクリーニング→②スクリーニング→③セレクション→④設計・措置)。
 ただし、必ずしも段階的に調査を進める必要はなく、①あるいは①と②の段階で十分なデータが得られた場合は、②あるいは②と③を省略して④に進むことも可能である。



トリータビリティ調査の概要(進め方)

段階	目的	内容
① プレスクリーニング	処理方法の抽出	資料等調査を行い、浄化対象物質の性質や類似事例・実績を確認し、有効と考えられる 処理方法を抽出
② スクリーニング	浄化ポテンシャルの確認	抽出した処理方法について、 室内試験 を行い、 浄化のポテンシャルを有するか確認
③ セレクション	浄化目標の達成ならびにコスト等を考慮し、処理方法を選択	室内または現地でスケールアップした試験(パイロット試験等) を行い、コストや修復期間等を考慮し 合理的な処理方法を選択
④ 設計・措置	設計情報・費用を確認し、処理方法を最適化	決定された処理方法について、 試験施工 を行い、 詳細な設計情報・費用等を確認し、最適化 を図りつつ措置を実施

4. トリータビリティ調査における試験方法・評価方法

本部会にて検討対象の「オンサイト洗浄処理」と「原位置生物処理」について、トリータビリティ調査で行われる**試験方法・評価方法の例**を紹介する。

オンサイト洗浄処理の方法例(主に重金属を対象)

調査段階	試験方法・評価方法
スクリーニング	【評価基準】 ・ 洗浄液を用いて、例えば50%の汚染物質含有量を除去できること ・ あるいは、分級によって所定の分級点(粒径2mm等)を超える画分の汚染物質含有量が原土に比べて50%以下になること等 【試験方法】 ・ 室内試験 ・ 同重量の土と洗浄水を容器(容量10L)に投入し、所定の時間振混ぜる ・ 試験前の土壌と試験後の粒径>2mmの汚染物質含有量を測定 (注:ここでは浄化のポテンシャルを確認するため、分級点は大きめに設定)
セレクション	【評価基準】 リスク評価等に基づいて設定された 浄化目標の達成 【試験方法】 ・ 室内試験 ・ 土壌と洗浄水の比率(液固比)、洗浄時間、添加剤の種類、分級点など、様々なパラメータを変数として試験を行う (注:処理の決定に際しては、浄化目標の達成が求められる) (注:分級点を小さくする等、適当な洗浄条件を確認)

原位置生物処理の方法例(主にVOCを対象)

調査段階	試験方法・評価方法
スクリーニング	【評価基準】 微生物分解によって汚染物質濃度が減少することを確認し、かつその減少が光分解、揮発、吸着などの 非生物のプロセス によるものではないこと。 【試験方法】 ・ 室内試験 ・ 容器サイズは40 mL~1 L、あるいは1検体で行う場合は1~10 L ・ 微生物が存在する土壌と対象汚染物質を含む水を容器に投入 ・ 土壌を投入しない 検体も 作製し、微生物分解以外による濃度変化を確認 ・ 分析頻度は基本的に試験期間を通して3~4つの時点 (注:コントロール試験との結果比較が重要)
セレクション	【評価基準】 リスク評価等に基づいて設定された 浄化目標の達成 【試験方法】 ■ カラム試験 ・ 室内または屋外で実施 ・ カラムサイズは直径約20 cm、長さ約20 cmなど ・ 試験期間は1週間~6ヶ月 ・ 水の供給方法は、スプリンクラーシステムおよび上向流浸透システム ■ 現地試験 ・ 試験の実施範囲は通常約1~1000 m ² ・ 試験期間は2ヶ月~2年間 ・ 水の供給方法は、浸透システムおよび灌漑システム (注:セレクション段階では実際の条件に近い試験が例示されている)

6. おわりに

本稿では、米国のトリータビリティ調査の試験方法・評価方法や、日米における処理方法の適用性の考え方について整理し、土対法に準拠した汚染の除去等の処理方法の検討プロセスフロー(案)を作成した。
 本部会では、本稿で整理した内容を参考に適用可能性試験(室内試験)の位置づけを明確にし、室内試験の具体的な方法・手順を検討し例示したので参考にして頂けると幸いです。

5. 日米における処理方法の適用性の基本的考え方

EPAガイドをはじめ国内外の文献を参考に、日米における汚染土壌の処理方法の**適用性の考え方**を整理した。
 米国の適用性の考え方を参考に、土対法に準拠した汚染の除去等の処理方法の検討プロセスフロー(資料等調査から処理方法の選定、決定、実施に至るまで)を作成し、土対法に基づく**適用性の各種確認方法の位置づけ**を整理した。

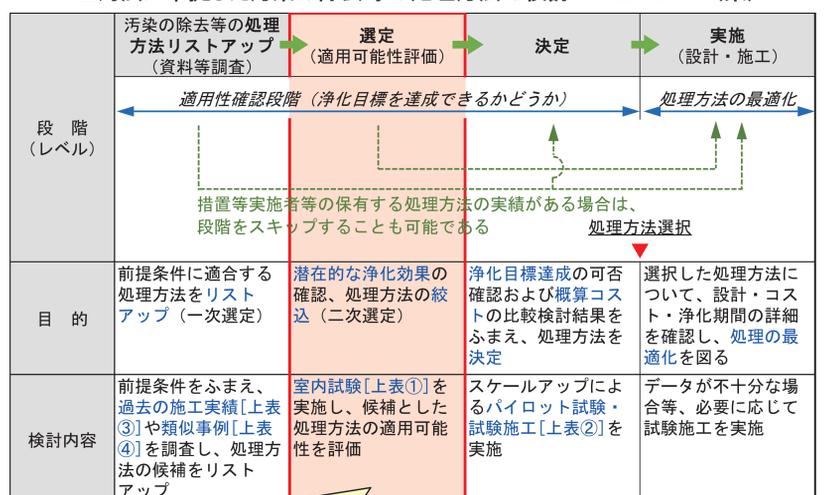
日米における処理方法の適用性の基本的考え方

項目	日本	米国
適用性の判断方法	目標土壌溶出量等(法的基準あるいは個別に設けられる浄化目標等)を超えない状態にできる場合に適用性有と判断する。	浄化目標を達成できることに加え、コストや修復期間等を勘案し、合理的な 処理方法 であると認められる場合、適用性有と判断する。
適用性の確認方法	一般的に以下の4つである。 ① 現地採取試料を用いた 室内試験結果 ② 現地で行った パイロット試験 や 試験施工の結果 ③ 同一事業所において、過去に 適用性を確認した結果 あるいは 汚染の除去等の工事の結果 ④ 措置対象地と同様な地盤環境(同様な地質構造や同程度の地下水環境、かつ同程度の汚染状態)を有する土地において、 過去に適用性を確認した結果 あるいは 汚染の除去等の工事の結果	基本的に3つのステップ(資料等調査、スクリーニング、セレクション)による 段階的な調査を進める 中で、過去の実績や室内試験、現地試験によって 適用性を確認 する(前記3のフロー参照)。 ・ ただし、十分なデータ(判断根拠)が揃っている場合は、一部の ステップのみで適用性があると判断し、設計・措置に進む ことが可能である。

<適用性の確認方法について>

【米国】EPAガイドにて、基本は**段階的な調査**を経て適用性を確認することが示されているが、場合によっては**一部段階をスキップ**可能である。
 【日本】土対法ガイドラインにて、4つの例が挙げられているが、その進め方の具体例は示されていない。実態としては、**米国のように段階的に検討**を行い適用性を確認する場合もあれば、**段階を経ずに実績と室内試験の組み合わせ**により確認する場合もあると考えられる。

土対法に準拠した汚染の除去等の処理方法の検討プロセスフロー(案)



本部会では当該室内試験の方法例を下記セッションにて発表・提示します。ぜひご覧ください！

- S2-03 重金属汚染土壌のオンサイト処理に関する適用可能性試験の検討-第2報-
- S3-25 塩素化エチレン類による土壌・地下水汚染の原位置生物処理に関する適用可能性試験の検討-地下水を用いる場合-第2報-
- S4-25 塩素化エチレン類による土壌・地下水汚染の原位置生物処理に関する適用可能性試験の検討-土壌を用いる場合-